



八幡まち便り

2024. 1. 30発行

【No. 39】

発行責任者 後藤 裕昌

防災への備え大丈夫ですか？

令和6年1月1日 16時6分、石川県能登半島沖でマグニチュード5.5の地震が発生し、石川県珠洲市で最大震度5強を観測。その直後の16時10分には能登地方でマグニチュード7.6の地震が発生、石川県輪島市と羽咋郡志賀町で震度7の揺れを観測。まだ記憶に新しい「令和6年能登半島地震」です。

お正月！？まさかこんな日に！！と思われた方も多かったのではないのでしょうか。

しかし自然災害、特に地震は、いつどこで起こるかわかりません。

この時の地震の影響で、日本海側の海岸、ここ壱岐地方にも津波注意報が発令されました。八幡地区でも早々に、「龍泉寺」や「お観音様」に避難された住民の方もいらっしゃいました。が、その時に非常時持出袋など、備えを持って避難された方はどのくらいだったでしょうか。災害時、最低でも3日分は準備が必要だと言われています。

今回、幸い壱岐地方には大きな津波の被害もなく、すぐに通常生活に戻れましたが、被災すると必要最低限のものは「自分」で準備しなければいけません。

行政からの支援物資は早くても翌日～3日以降になるそうです。今回の能登半島地震の記憶がまだ新しいうちに！是非、各家庭の備えの見直し・準備をお願いします！

詳しい準備品につきましては、別紙「八幡防災便り（備え編）」に掲載しておりますので、参考にしてください。※龍泉寺に避難されてきた方に、龍泉寺の片穂野大智住職様より飲み物等の差し入れがありました。お心遣いありがとうございました※



【不法投棄がまだまだ続いています！】

1月初旬、壱岐市環境衛生課より「屏風岩看板付近に不法投棄がありました」と、まち協にも連絡がありました。

せっかくの景観の素晴らしいところに、生活用品を不法に投棄されている現実に残念な気持ちになりました。まち協役員はじめ、地域の方々や子供たちと八幡地区の環境整備に取り組んでいますが、まだまだ意識が足りていないのかと思います。町内外から持ち込ませないためにも、みなさんの意識が必要不可欠となります。

不法投棄は犯罪です、住民皆さんの目が大切です。→のページに続く。

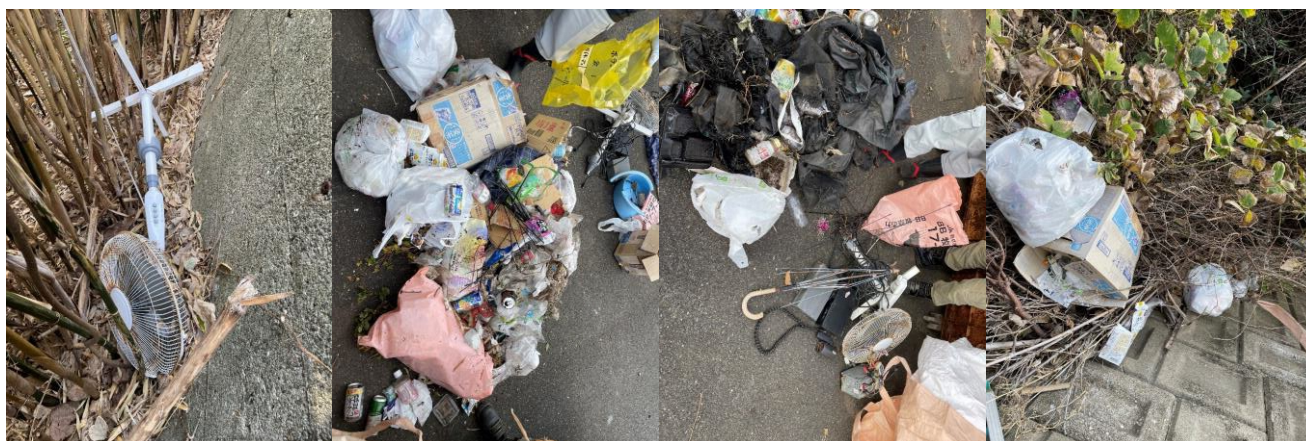


廃棄物（ごみ）の不法投棄は法律で禁止されています！

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」とし、違反した者には **5年以下の懲役**もしくは **1千万円（法人は1億円）以下の罰金**、またはその双方を科すとされています。 **「ポイ捨て」も同罪です。**

※自分の土地を守るのはその所有者自身です。所有地に不法投棄されると基本的には所有者が片付けなければいけません。

1. こまめに草刈等を行い、見通しの良いきれいな状態にしておく。
2. 柵をする、入口に鍵を設けるなど、簡単に投げ込めない、入り込めないようにする。
3. 定期的な見回りなどで土地の状態を把握しておく。など不法投棄しにくい環境を作ることが大切です。不法投棄をしている人や不法投棄物を見かけたときは、まず自身の安全を確保した上で、分かる範囲の情報（投棄者の特徴や車のナンバー等）を記録し、警察や市に通報してください。 **住民皆さんの目が不法投棄を減らします！！**



八幡まちづくり協議会よりお知らせ

【スポーツチーム】

★2月の八幡小学校体育館開放日は2/18（日）14～16時からを予定しています。防寒対策は各自でしっかりとお願いします！！

★ヨガ教室の開催は第1・第3日曜 19時30分から八幡浦生活館にて開催予定です。

【カラオケチーム】

第2・第4日曜日 13時～15時で八幡浦生活館にて開催予定です。

【防災チーム】

「防災便り（備え編）」を1月30日に発行します。

備えは「自分」でしっかりおこないましょう。

【環境整備チーム】

幸神社付近の除草作業や、はまゆうの苗植えを継続して行っています。チーム員募集中！！

八幡まちづくり協議会

〒811-5312

杵岐市芦辺町諸吉南触 1565 番地

（八幡小学校 給食室）

TEL 090-6770-1407（8:30～17:15）

FAX 0920-40-0434

Mail yahata020707@hm.iki-vision.jp

カラー版は下記のQR から閲覧できます！
友達追加お願いします ↓



能登半島地震の被災者
さまへお見舞い申し上げます。
日頃の防災対策を見直しましょう！

